

技術提案・交渉方式実施要領

2026 年 6 月 30 日 財調管第 1290 号

（目的）

第 1 条 この要領は、調達事務要領第 36 条第 1 項第 2 号（ア）の規定に基づき、技術提案・交渉方式の運用に必要となる事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領に規定する用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「技術提案」とは、入札説明書等において会社が示した要求事項に基づき、入札参加者が作成した技術的な提案をいう。
- （2）「技術提案書」とは、技術提案の内容を記載した資料をいう。
- （3）「技術資料」とは、会社が求める企業や技術者の実績や経験、資格等について記載した資料をいう。
- （4）「技術提案書等」とは、前 2 号に定める技術提案書及び技術資料をいう。
- （5）「優先交渉権者」とは、技術提案の内容を審査・評価した結果、技術評価点が最も高い者をいう。また、この要領においては、技術協力業務等の受注者についても、優先交渉権者と称する。
- （6）「技術協力業務等」とは、技術協力・施工タイプにおける技術協力業務及び設計交渉・施工タイプにおける設計業務をいう。
- （7）「設計協力協定」とは、技術協力・施工タイプにおいて、発注者・設計者・優先交渉権者の三者間で締結する協定をいう。
- （8）「基本協定」とは、技術協力・施工タイプ及び設計交渉・施工タイプにおいて、優先交渉権者と技術協力業務または設計業務の契約時に締結する協定をいう。
- （9）「参考額」とは、会社が提示する目的物の品質・性能レベルの目安となる金額をいう。
- （10）「価格等の交渉」とは、工事の契約制限価格の設定に先立ち、設計図書に基づき、工事の価格、見積条件その他契約条件について、優先交渉権者と合意形成に向けて交渉することをいう。

（適用対象工事と区分）

第 3 条 発注部室長は、最適な仕様を設定することができない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事となることが見込まれる場合には、調査又は設計その他当該事業の早期の段階から、技術提案・交渉方式の適用を検討し、工事の契約責任者と見込まれる者が必要と認める工事に適用するものとする。

2 技術提案・交渉方式は次に掲げる区分とし、工事の内容等に応じて適切

な方式を選定する。

- (1) 技術協力・施工タイプ 最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式
- (2) 設計交渉・施工タイプ 最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式
- (3) 設計・施工一括タイプ 最適な仕様を設定できない工事において、公告段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する方式

(技術提案・交渉方式の入札手続)

第4条 技術提案・交渉方式の入札手続は、技術提案・交渉方式の手続きフロー（別紙1）に定めるところによる。

(学識経験者への意見聴取)

第5条 学識経験者への意見聴取は、次の各号に定める事項について行わなければならない。

- (1) 発注部室長が調達事務の実施を依頼しようとするもののうち、次に掲げるものの妥当性
 - (ア) 第3条に定める技術提案・交渉方式の適用の必要性
 - (イ) 第9条に定める技術提案を求める範囲及び技術評価基準の設定
 - (ウ) 第10条に定める参考額の設定の考え方
- (2) 技術提案の審査及び評価に関するもののうち、次に掲げるものの妥当性
 - (ア) 技術提案の審査案
 - (イ) 優先交渉権者の選定案
- (3) 第24条に定める価格等の交渉内容の適正性

2 発注部室長は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認めるものについて、学識経験者へ意見聴取をすることができる。

(技術協力業務の対象となる設計業務の発注)

第6条 調達部長は、技術協力・施工タイプにおける技術協力業務の対象となる設計業務にかかる競争参加者を募集しようとする場合、調達事務要領第

17 条第 3 項第 9 号に定めるその他必要な事項として、次の各号に掲げる事項を入札説明書に明示しなければならない。なお、当該設計業務の契約手続きについては、調達事務要領の定めによる。

(1) 技術提案・交渉方式の適用業務であること

(2) 技術協力業務の落札者の技術提案を第 22 条の設計協力協定に基づき設計に反映する業務を含むものであること

(優先交渉権者の決定方法)

第 7 条 契約責任者は、企画競争実施要領第 10 条の規定に準じて技術提案を評価し、算出した技術評価点により、優先交渉権者を決定するものとする。

2 前項の技術評価点は、入札参加者の提出した技術提案から評価項目ごとに評価して評価点を付与し、評価項目ごとに付与された評価点を合計する素点計上方式を基本とする。

(技術提案の評価項目)

第 8 条 技術提案の評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 技術協力・施工タイプにおける技術協力業務の実施に関する理解度

(2) 設計交渉・施工タイプ又は設計・施工一括タイプにおける設計業務の実施に関する理解度

(3) 主たる事業課題に対する提案能力

(4) 既存施設の状態に関する所見

(5) 不測の事態の想定やその対応力

(6) その他当該発注において評価項目として設定することが適切とみとめられるもの

(技術提案を求める内容及び技術評価基準の設定)

第 9 条 契約責任者は、入札公告に先立ち、入札参加者に求める技術提案の内容及び技術評価基準について、原則として第 5 条第 1 項第 1 号に定める学識経験者への意見聴取及び技術審査会の審議を経て決定するものとする。

2 前項により定める技術評価基準は、判断基準、評価項目ごとの配点その他技術評価に必要な事項とし、工事の特性に応じて適切に設定するものとする。

3 技術審査会の審議終了後、発注部室長は企画競争実施要領第 4 条に準じ決裁を行ったうえで、調達部長に対し、技術提案・交渉方式の調達事務の実施について依頼するものとする。

(参考額の算定)

第 10 条 契約責任者は、入札参加者の提案する目的物の品質・性能の水準の

目安として、予め、次の各号に掲げるものの参考額を発注部室長に作成させるものとする。

- (1) 技術協力・施工タイプ
 - (ア) 技術協力業務
 - (イ) 工事
- (2) 設計交渉・施工タイプ又は設計・施工一括タイプ
 - (ア) 設計業務
 - (イ) 工事

(入札説明書等に明示する事項)

第11条 調達部長は、技術提案・交渉方式にかかる競争参加者を募集しようとする場合、企画競争実施要領第5条第1項の定めに準じるほか、その他必要な事項として、次の各号に掲げる事項を入札説明書に明示しなければならない。

- (1) 技術提案・交渉方式のタイプ
- (2) 技術提案書の提出方法
- (3) 前条第1項各号に掲げる参考額

2 調達部長は、前条第1項に定める参考額が契約制限価格ではなく、契約締結を拘束するものではない旨を明示しなければならない。

3 調達部長は、第1項に定めるもののほか、技術提案を求める条件として、次の各号に掲げる事項を技術提案・交渉方式応募要領に明示しなければならない。

- (1) 技術協力・施工タイプの場合
 - (ア) 技術協力業務の実施に関する条件等
 - (イ) 施工に係る条件等
- (2) 設計交渉・施工タイプ又は設計・施工一括タイプの場合
 - (ア) 設計業務の実施に関する条件等
 - (イ) 施工に係る条件等

(技術提案書等の受付等)

第12条 契約責任者は、入札参加者に、次の各号に掲げる技術提案書等の提出を求めなければならない。

- (1) 技術提案書 入札説明書等において会社が示した要求事項に基づき、入札参加者が作成した技術提案を記載した資料
- (2) 技術資料 会社が求める企業や技術者の実績や経験、資格等について記載した資料

2 技術提案書等は、それぞれ指定された期日までに提出させるものとする。

(技術提案書等に関する質疑応答)

第10条 調達部長は、会社の要求要件や意図を正確に伝え、入札参加者の設計図書に対する理解度向上を目的として、企画競争実施要領第8条に定める質疑応答に、技術提案書等の作成に関する事項を含めるものとする。

（資料説明会の開催）

第11条 契約責任者は、必要と認める場合には、企画競争実施要領第9条第2項の定めに基づき、入札説明書等であらかじめ定めた日時及び場所により、入札参加者ごとに技術提案書等の作成に関する説明会を実施することができるものとする。

（技術提案の改善）

第12条 発注部室長は、入札参加者に対して、当該入札参加者が行った技術提案についての説明を求めることができる。

2 発注部室長は、技術提案の内容の一部を改善することにより更に優れたものとなる、又は不備を解決できると認められる場合には、入札参加者との対話を通じて入札参加者に対して改善を提案する機会を与え（以下「技術対話」という。）、入札参加者に対して技術提案書の再提出を求めることができる。

3 前項に定める技術対話は、入札参加者間の公平性を確保するため、次の各号に掲げるところにより実施しなければならない。

- （1）技術提案を行った全ての入札参加者を対象として実施すること。
- （2）原則として複数日に跨らずに実施すること。
- （3）各入札参加者が他の入札参加者を認知しないようにすること。
- （4）調達部担当者同席のもと実施すること。
- （5）応接記録を作成すること。

4 技術対話の範囲は、技術提案に係る事項に限定し、それ以外の項目については、原則として対象としない。

5 発注部室の長は、第2項に基づき技術提案の内容の一部が改善されたときは、当該技術提案の改善にかかる過程の概要を取りまとめ、各入札参加者の了解を得た上で調達部長に提出し、調達部長は各入札参加者に通知するものとする。

（技術提案の審査）

第13条 技術審査会は、入札参加者から提出された技術提案書の内容について、あらかじめ定めた技術評価基準に基づき実現性、安全性、提案能力等の観点から審査を行わなければならない。

（技術提案書等の評価）

第14条 契約責任者は、前条の審査結果を踏まえ、あらかじめ定めた技術評価基準に基づき評価項目ごとに技術提案書等を評価し、第7条第2項に定

めるところにより技術評価点を付与するものとする。この場合、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 技術提案の評価は、全ての入札参加者に共通の技術評価基準でもって行うこととする。

(2) 評価項目の求める内容と技術提案書等に記載された内容が合致する場合に限り評価点数を付与する。

(優先交渉権者の選定)

第15条 契約責任者は、前条の定めにより付与した技術評価点が最も高い入札参加者を優先交渉権者として選定し、当該者に対し、その旨を通知する。

2 契約責任者は、優先交渉権者以外の入札参加者に対しては、優先交渉権者を第1順位とする順位付けを行った上で、当該入札参加者が次順位以降の交渉権者として選定された旨及びその順位を通知する。

(仕様協議)

第16条 発注部室長は、優先交渉権者が提出した技術提案書等に基づき、優先交渉権者と業務内容、実施体制等について、仕様協議を行うものとする。

2 発注部室長は、前項の仕様協議後、優先交渉権者に対し、下見積書の提出を求めるものとする。

3 発注部室長は、前項の下見積書の内容について、仕様との整合を確認するほか、積算基準等による積算額や過去実績等との比較を行い、優先交渉権者と協議を実施するものとする。

(技術協力業務等又は設計・施工一括タイプの契約の相手方の決定)

第17条 発注部室長は、前条第3項の結果をふまえ、調達部長に調達事務要領第13条に定める契約締結依頼及び同要領第15条に定める積算資料を提出するものとする。

2 調達部長は、前項の提出を受けたときは、調達事務要領第14条に定める契約伺い並びに同要領第15条第2項に定める積算審査を行うものとする。

3 契約責任者は、前項の審査内容を踏まえ、調達事務要領第16条に定める契約制限価格を設定するものとする。

4 契約責任者は、調達事務要領第41条及び第42条の定めにより、見積書を徴取するものとする。なお、再度見積徴取を行った結果、優先交渉権者が前項の契約制限価格の範囲内での見積りを行わず、契約の相手方として決定しなかった場合は、次順位の交渉権者を、優先交渉権者としてことができる。この場合、前条から本条に定める手続きを繰り返すものとする。

(技術提案の担保)

第18条 契約責任者は、優先交渉権者と合意した技術提案の内容について、

当該優先交渉権者が履行すべき債務として取り扱うものとする。この場合において、その履行が不適切であると認められるときは、業務に関する指示、履行の追完に関する請求その他必要な措置を講ずるものとする。

2 契約責任者は、優先交渉権者の責に帰すべき事由により、技術提案の内容を履行することが困難となり、かつ再度の履行が困難又は合理的でないと認めるときは、違約金を請求することができる。

（設計協力協定の締結）

第19条 契約責任者は、技術協力・施工タイプにおいて技術協力業務の契約を締結する場合には、設計者及び優先交渉権者が協力して、優先交渉権者の施工技術を反映した設計を完成させるため、三者間の調整及び協力の範囲並びに役割その他必要事項を定めた設計協力協定（標準例1）を締結するものとする。

2 契約責任者は、設計業務及び技術協力業務の仕様書に、前項に規定する調整及び協力の範囲並びに役割その他必要事項を明記することにより、前項の設計協力協定締結に代えることができる。

（基本協定の締結）

第20条 契約責任者は、次の各号の一に該当する設計契約を締結する場合には、優先交渉権者との間で、当該各号に定める基本協定を締結するものとする。

- （1）技術協力・施工タイプ 工事契約の締結に向けた価格等の交渉に関する基本協定（標準例2）
- （2）設計交渉・施工タイプ 設計業務及び工事契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定

（価格等の交渉）

第21条 発注部室長及び調達部長は、前条各号に定める基本協定に基づく工事契約を締結しようとする場合、価格等の交渉について、次の各号に掲げるところにより、優先交渉権者と実施するものとする。

- （1）技術協力・施工タイプ 設計者が作成した設計図書及びこれに基づく下見積書により実施する。
- （2）設計交渉・施工タイプ 優先交渉権者が作成した設計図書及びこれに基づく下見積書により実施する。

2 前項に定める価格等の交渉後の工事の随意契約手続きは、調達事務要領第12条から第15条の定めによる。この場合、「競争の参加者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「競争」とあるのは「随意契約」と読み替える。

（工事の契約制限価格の設定）

第22条 契約責任者は、前条第1項に規定する価格等の交渉、第5条第1項

第2項に定める学識経験者の意見聴取、技術審査会の審議及び前条第2項の積算審査の結果を踏まえ、工事の契約制限価格を設定するものとする。

（工事契約の相手方の決定）

第23条 契約責任者は、優先交渉権者が工事の契約制限価格の範囲内の見積書を提出した場合、優先交渉権者を契約の相手方として決定する。

2 調達部長は、前項の場合において、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非選定の旨を通知するものとする。

3 契約責任者は、次の各号に掲げる場合は、優先交渉権者を契約の相手方としてはならない。

（1）優先交渉権者から受領する見積書が工事の契約制限価格を超過している場合

（2）価格等の交渉を経ても、見積書の内容の妥当性が認められない場合

4 調達部長は、前項の場合において、優先交渉権者にその理由を付して非選定の通知を行う。

5 契約責任者は、前項の場合において、入札説明書等もしくは基本協定に基づき、当該設計成果に基づく工事の競争入札に付すことを基本とする。これによりがたい場合において、調達部長は技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知し、第21条から本条に定める手続きを繰り返すものとする。

（技術提案内容の保護等）

第24条 契約責任者は、技術提案が知的財産に該当する場合は、当該入札参加者の了解を得ることなく当該提案の内容を第三者に開示してはならないとともに、当該提案の一部のみを採用してはならない。

2 前項の場合、設計図書に、技術提案の内容がその後の工事において一般的に活用される状況となった場合には、無償で使用する旨を記載する。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる技術提案については、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合は、契約の相手方と協議のうえ、利用条件等について別途定めるものとする。

（監督）

第25条 契約責任者は、調達事務要領第63条の定めによるほか、技術提案の履行状況を監督させるものとする。

（技術提案・交渉方式に関する結果の公表）

第26条 契約責任者は、調達事務要領第53条の規定に準じ、技術協力業務等の契約後、次の各号に掲げる事項を公表する。

（1）応募者名

(2) 随意契約結果及び契約の内容

2 契約責任者は、調達事務要領第 53 条の規定に準じ、技術提案・交渉方式を適用した工事の契約後、次の各号に掲げる事項を公表する。

(1) 随意契約結果及び契約の内容

(ア) 応募者名

(イ) 各応募者の技術評価点

(ウ) 随意契約結果及び契約の内容

(エ) 技術提案の改善過程

(2) 契約者の選定経緯について

(ア) 工事概要

(イ) 経緯

(ウ) 競争参加資格確認等

(エ) 技術提案審査

(オ) 技術対話（実施しない場合は省略）

(カ) 価格等交渉

(キ) 契約の相手方の決定

(ク) その他必要な事項

3 契約責任者は、前 2 項の結果の公表について、契約後速やかに結果を公表できない事由が生じた場合には、公表の時期や内容等について学識経験者の意見を聴取し、適切な時期に公表を行わなければならない。

(その他)

第27条 発注部室長は、契約内容が実際の現場条件と相違することが判明した場合には、その内容に応じて設計変更の手続きを行うものとする。

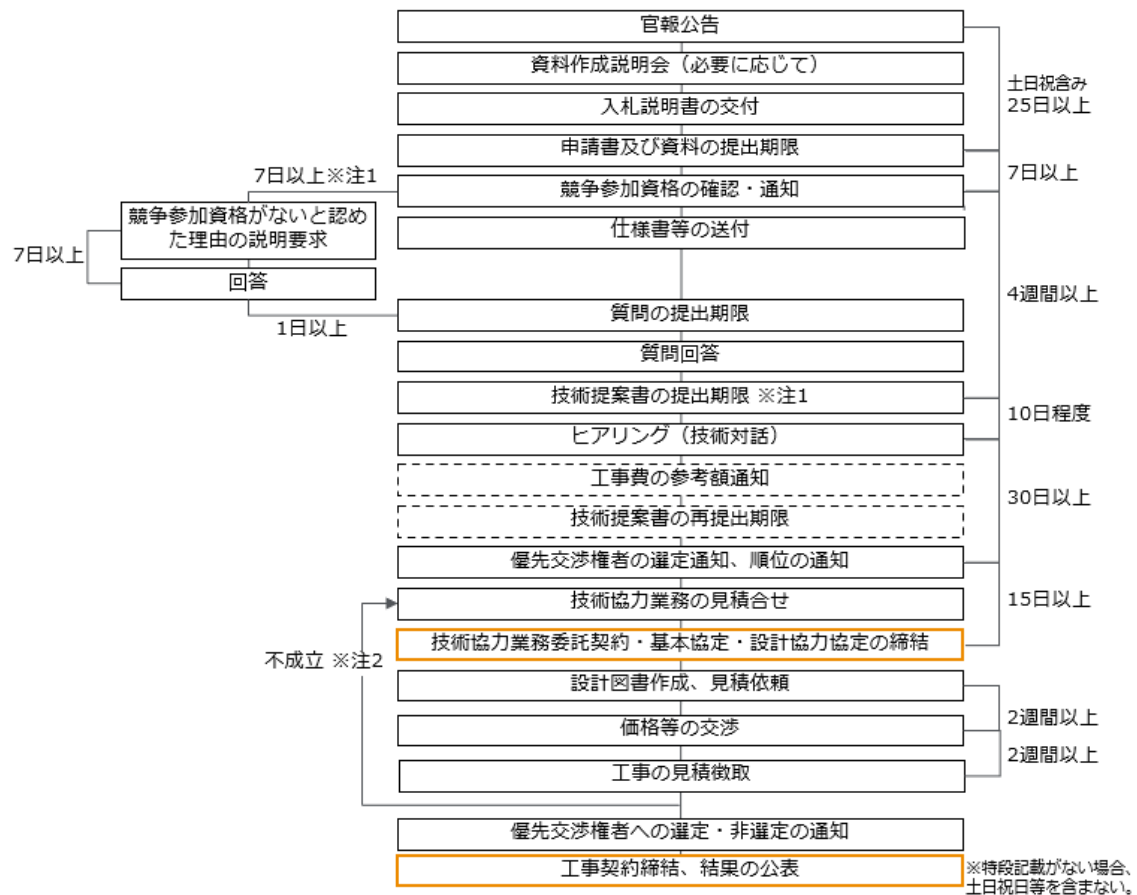
2 契約責任者は、公告時に求めた主任（監理）技術者の経験及び資格の前提となる工法等と異なる工法等が採用された場合には、当該工法等に必要な経験及び資格を有する技術者を配置させなければならない。

附 則（2026 年 6 月 30 日 財調管第 1290 号）

この要領は、2026 年 7 月 1 日から施行する。

別紙 1 技術提案・交渉方式の手続フロー

(1) 技術協力・施工タイプ

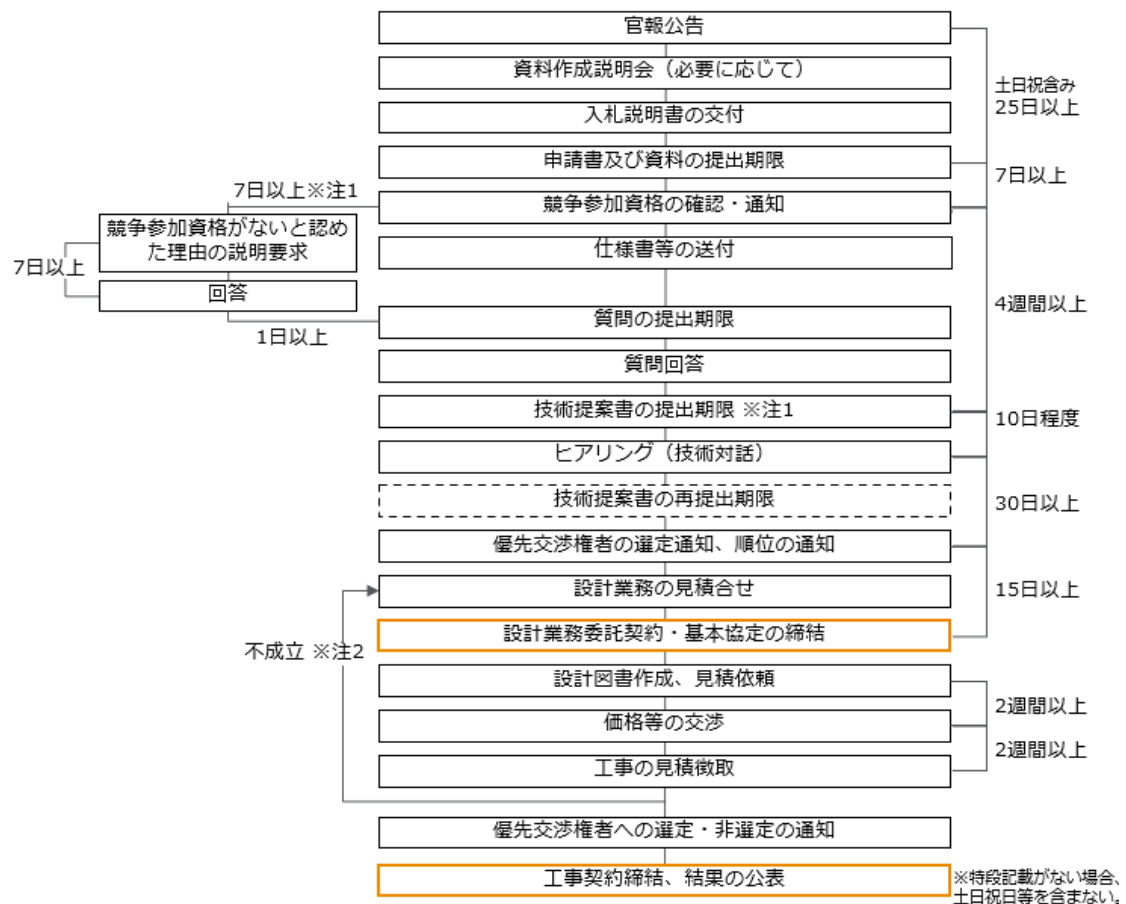


注 1 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合、見積条件・参考見積（設計数量含む）の提出を求める。

注 2 交渉不成立となった場合、調達部は、当該設計成果に基づく工事の競争契約に付すことを基本とする。それによりがたい場合は次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施することも可能とする。

注 3 官報公告及び技術提案の審査、工事の見積徴取に先立ち、学識経験者の意見聴取を行わなければならないことに留意すること。

(2) 設計交渉・施工タイプ

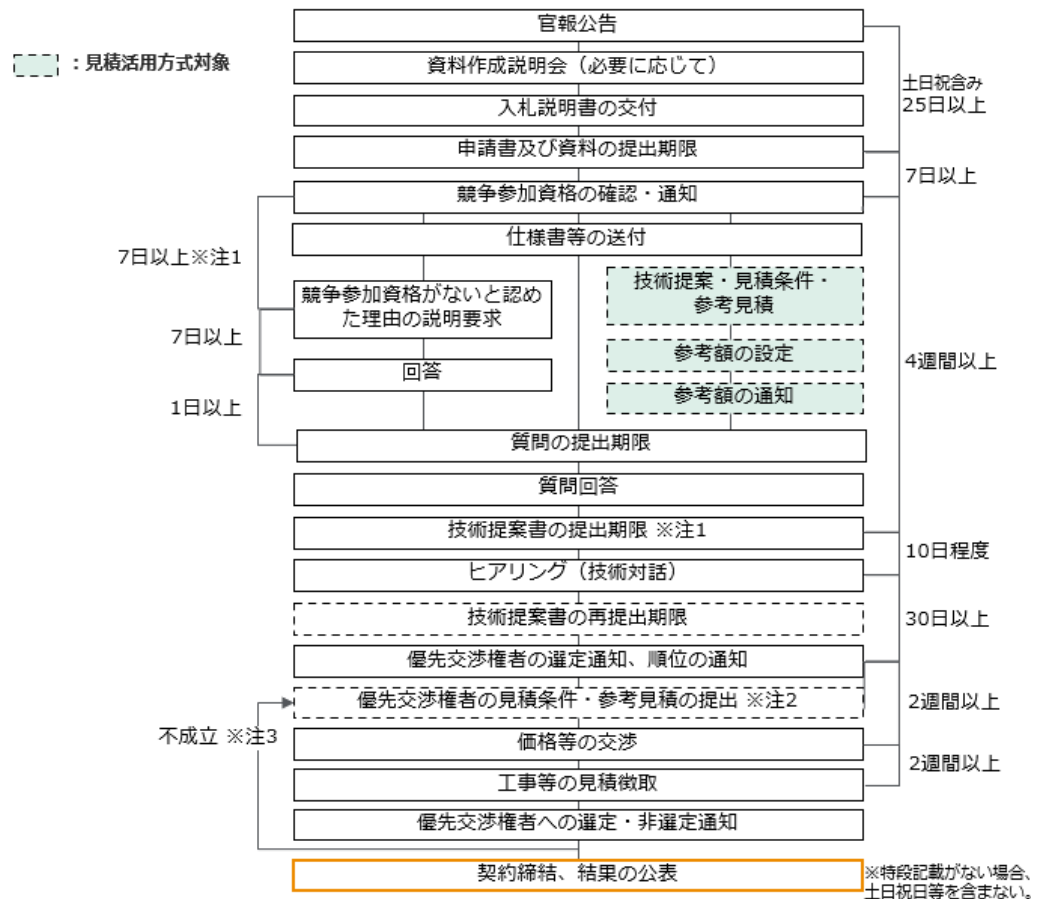


注 1 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合、見積条件・参考見積（設計数量含む）の提出を求める。

注 2 交渉不成立となった場合、調達部は、当該設計成果に基づく工事の競争契約に付すことを基本とする。それによりがたい場合は次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施することも可能とする。

注 3 官報公告及び技術提案の審査、工事の見積徴取に先立ち、学識経験者の意見聴取を行わなければならないことに留意すること。

(3) 設計・施工一括タイプ



注 1 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合、見積条件・参考見積（設計数量含む）の提出を求める。

注 2 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させない場合。

注 3 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。

注 4 官報公告及び技術提案の審査、工事の見積徴取に先立ち、学識経験者の意見聴取を行わなければならないことに留意すること。